

院内掲示事項

【医療ＤＸ推進体制整備加算】

当院は医療ＤＸ推進に取り組んでいます。

- ・ オンライン資格確認システム等により取得した診療情報を活用して診療を行っています。
- ・ マイナ保険証を促進する等、医療ＤＸを通じて質の高い医療を適用できるよう取り組んでいます。

【医療情報取得加算】

- ・ 当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・ 患者さんの受診歴、薬剤情報、特定健診情報、その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っています。

【後発医薬品使用体制加算】

- ・ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでいます。
- ・ 医薬品の供給が不足した場合は、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制が整備されています。

【一般名処方加算】

- ・ 当院では、患者さんに必要な医薬品を安定的に提供するために、薬剤の「商品名」ではなく「一般名（有効成分の名称）」で処方を行うことがあります。
- ・ 同じ有効成分であれば、複数の製薬会社の薬剤から選択できるため、供給が安定します。
- ・ 医薬品の品質や効果に差はありません。
- ・ 後発医薬品（ジェネリック）を選択することも可能です。
- ・ 医薬品の供給状況によっては、調剤薬局で代替薬が選定される場合があります。

【院内トリアージ実施料】

- ・ 当院の外来では、トリアージシステム（重症患者さんを優先的に受診していただくシステム）を導入しております。
- ・ 診察の優先順位については、看護師が判断致します。
- ・ 患者さんの来院の順番どおりに受診できない場合もございます。

【看護要員の対患者割合、看護要員の構成】

（南館2階病棟）

当病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。また、日常生活援助や食事の配膳下膳などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員（看護補助者）を1～3名配置しています。

時間帯	看護職員等配置
9：00～17：00	看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
17：00～9：00	看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。

（南館3階病棟）

当病棟では、1日に13人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。また、日常生活援助や食事の配膳下膳などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員（看護補助者）を1～3名配置しています。

時間帯	看護職員等配置
9：00～17：00	看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
17：00～9：00	看護職員1人当たりの受け持ち数は16人以内です。

（南館4階病棟）

当病棟では、1日に11人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。また、日常生活援助や食事の配膳下膳などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員（看護補助者）を1～3名配置しています。

時間帯	看護職員等配置
9：00～17：00	看護職員1人当たりの受け持ち数は4人以内です。
17：00～9：00	看護職員1人当たりの受け持ち数は14人以内です。

（南館 5 階病棟）

当病棟では、1 日に 13 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。また、日常生活援助や食事の配膳下膳などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員（看護補助者）を 1～3 名配置しています。

時間帯	看護職員等配置
9：00～17：00	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。
17：00～9：00	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 16 人以内です。

（北館 3 階病棟）

当病棟では、1 日に 13 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。また、日常生活援助や食事の配膳下膳などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員（看護補助者）を 1～3 名配置しています。

時間帯	看護職員等配置
9：00～17：00	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。
17：00～9：00	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 16 人以内です。

（北館 4 階病棟）

当病棟では、1 日に 13 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。また、日常生活援助や食事の配膳下膳などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員（看護補助者）を 1～3 名配置しています。

時間帯	看護職員等配置
9：00～17：00	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。
17：00～9：00	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 16 人以内です。

（北館 5 階病棟）

当病棟では、1 日に 13 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。また、日常生活援助や食事の配膳下膳などの身の回りのお世話をさせていただく看護要員（看護補助者）を 1～3 名配置しています。

時間帯	看護職員等配置
9：00～17：00	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 4 人以内です。
17：00～9：00	看護職員 1 人当たりの受け持ち数は 16 人以内です。

（ＩＣＵ病棟）

当病棟では、１日に１１人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員等配置
９：００～１７：００	看護職員１人当たりの受け持ち数は１人以内です。
１７：００～９：００	看護職員１人当たりの受け持ち数は２人以内です。

（ＨＣＵ病棟）

当病棟では、１日に５人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

時間帯	看護職員等配置
９：００～１７：００	看護職員１人当たりの受け持ち数は２人以内です。
１７：００～９：００	看護職員１人当たりの受け持ち数は２人以内です。

【ＤＰＣ対象病院】

・当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する「ＤＰＣ対象病院」となっています。

・医療機関群：ＤＰＣ標準病院群

・医療機関別係数：１．４８８５（令和７年度 ６月）

基礎係数：１．０４５１

機能評価係数Ⅰ：０．３４２３

機能評価係数Ⅱ：０．０６６５

救急補正係数：０．０３４６

激変緩和係数：０．００００

【入院時食事療養費（Ⅰ）・入院時生活療養費（Ⅰ）】

当院では、入院時食事療養費（Ⅰ）・入院時生活療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後６時以降）、適温で提供しています。

【明細書の発行状況に関する事項】

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、2010年4月1日より、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、2018年4月1日より、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

【保険外負担に関する事項】

●公的保険給付には含まれない文書等に係る費用

文 書 名	料金 (消費税込)	文 書 名	料金 (消費税込)
休業補償給付支給申請書（労災補償）	無 料	入院証明書（保険会社）	5, 500円
主治医診断報告書兼請求書（公害補償）	無 料	入所用診断書（老人保健施設等）	3, 300円
小児喘息診断書兼請求書	無 料	後遺障害診断書	3, 300円
領収証明書	無 料	後遺障害診断書（自賠償）	5, 500円
おしめ証明書	無 料	障害診断書	3, 300円
生活保護の通院証明書	無 料	障害診断書（保険会社用）	5, 500円
入院加給金請求書、給付金請求書	無 料	国民年金診断書（肢体の障害用）	3, 300円
重症患者認定申請書（特定疾患）	無 料	年金診断書	3, 300円
精神障害者保健申請診断書	1, 100円	通院証明書	3, 300円
診断書（当院発行）	2, 200円	身体障害者診断書・意見書	3, 300円
臨床調査個人票（特定疾患）	2, 200円	死亡証明書（保険会社）	5, 500円
健康診断書	2, 200円	死亡診断書（複写）	2, 200円
交通事故明細書	5, 500円	死亡処置（着物なし）	5, 500円
交通事故診断書	5, 500円	死亡処置（着物あり）	8, 800円
かかりつけ医の意見書	2, 200円	スリッパ代	110円
就労可能証明書	2, 200円	オムツ代	140円

●選定療養費について

一 特別の療養環境

特別の療養環境を希望された場合は下記の通りお支払いいただきます。

・二人部屋	5, 500円（消費税込）	ベッド数	8床
・個 室（北館）	11, 000円（消費税込）	ベッド数	24床
・個 室（南館）	8, 800円（消費税込）	ベッド数	32床

二 初診および再診に関する事項

他の保険医療機関等からの紹介によらず、当該病院に直接来院した患者様については初診に係る費用として7,700円（消費税込）をお支払いいただきます。

また他の保険医療機関等に紹介したにもかかわらず、当該病院に直接来院した患者様については、再診に係る費用として3,300円（消費税込）をお支払いいただきます。

三 180日を超える入院に関する事項

入院医療の必要性が低いが患者様側の事情により長期にわたり入院している場合について下記の通りお支払いいただきます。

- ・ 所定点数から通算対象入院料の基本点数の100分の15に相当する金額
2,475円（消費税込）